

()内は改定前の金額です。

地域別最低賃金	最低賃金額 時間額	効力発生 年月日	適用労働者の範囲
静岡県最低賃金	832 円 (807円)	H29.10.4	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

特定最低賃金	最低賃金額 時間額	効力発生 年月日	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	862 円 (847円)	H29.12.29	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務 検査業務は、適用除外になりません。
鉄鋼、非鉄金属製造業	898 円 (882円)	H29.12.29	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務) 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 検査業務は、適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	911 円 (847円)	H29.12.29	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け()又は巻線の業務 ()ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 検査業務は、適用除外になりません。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	882 円 (866円)	H29.12.29	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け()又は巻線の業務 ()ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 検査業務は、適用除外になりません。
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	850 円 (832円)	H29.12.29	下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者
	「特定最低賃金共通の適用除外労働者」		18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

「静岡県パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金」の取扱いについて

地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないため、「静岡県パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金」(時間額786円/平成27年12月31日発効)が適用される労働者については、「静岡県最低賃金」の金額以上を支払わなければならない。